

★ 広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則（規則第四十七号）（税務課）

一 改正の要旨

- 1 地方税法の一部改正に伴い、法人の県民税、法人の事業税、不動産取得税及び狩猟税に関する規定及び様式について必要な整理を行った。
- 2 その他必要な規定及び様式の整理を行った。

二 施行期日

平成二十年四月三十日